

令和7年度 鹿角市高齢者福祉タクシー券事業

対象

鹿角市に住民登録があり、満80歳以上で在宅の方

※障がい者福祉タクシー券の交付を受けている方や、本人や同居の家族が自動車を使用している方、介護保険施設等に入所中の方は対象になりません。

利用券

- ・利用券は、1枚600円の券を1か月あたり2枚として申請の日の属する月から年度末の分までを一括交付します。年間24枚（合計14,400円分）が上限となります。
- ・鹿角市のタクシー会社で1回の乗車につき1人最大4枚まで利用できます。ただし、乗車料金を超えて利用することはできません。

利用表

乗車料金	利用可能枚数
600円～1,190円	1枚
1,200円～1,790円	1～2枚
1,800円～2,390円	1～3枚
2,400円～	1～4枚

※複数枚利用するときは利用枚数が選べます。

申込み期間・場所

《申込み期間》令和7年4月1日（火）から
令和8年3月31日（火）まで
※土日祝日を除く

《申込み場所》鹿角市花輪字下花輪50番地
鹿角市福祉保健センター内
あんしん長寿課 高齢者支援班

利用できる期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

代理の方が申請される方法

本人によるお手続きが困難な場合は、代理の方が申請できます。

代理の方が申請される場合は、本人と代理人双方の記名が必要になります。

注意事項

- ・利用券は本人のみ利用できます。
- ・利用券を利用する際は、表紙と利用券を切り離さず、タクシー運転手の方へ渡してください。
- ・死亡や転出、施設に入所された場合は、利用券を返却してください。
- ・紛失・盗難の場合は再交付できませんので、大切に保管してください。

使い方Q&A

Q	A
タクシー券を持っている2人が同乗し、乗車料金4,200円だった。2人ともタクシー券を使えるか。	1人が4枚、もう1人が2枚利用など、乗車料金内であれば2人とも利用できます（乗車料金2,400円未満でも同様）。 ただし、1人が5枚以上利用したり、2人で合計7枚以上利用するなど、利用可能枚数や乗車料金を超えて利用することはできません。
タクシー券を持っている人と持っていない人が同乗したが、タクシー券を使えるか。	タクシー券を持っている人が利用できます。
タクシー券を持っていない人が誰かのタクシー券を借りて使えるか。	タクシー券は本人以外利用できません。券の貸し借りや譲渡はおやめください。

《お問い合わせ》

鹿角市役所 健康福祉部

あんしん長寿課 高齢者支援班 ☎30-0234

○使い方

【例1】 タクシー券を所持している方が1人で乗車した場合

◇タクシーの乗車料金が1,300円であった場合

- ①  タクシー券1枚+現金700円 (600円分) ②  タクシー券2枚+現金100円 (1,200円分)
- × ③  タクシー券3枚 (1,800円分)

※1回の乗車につき最大4枚までタクシー券を利用できますが、お釣りが出る使い方はできません。

【例2】 タクシー券を所持している方が2人（AさんとBさん）で乗車した場合

◇タクシーの乗車料金が2,000円であった場合

- ①  Aタクシー券1枚 +  Bタクシー券1枚 + 現金800円 (600円分)
- ②  Aタクシー券2枚 +  Bタクシー券1枚 + 現金200円 (600円分)
- ③  Aタクシー券3枚 + 現金200円 (1,800円分)
- × ④  Aタクシー券2枚 +  Bタクシー券2枚 (1,200円分)
- × ⑤  Aタクシー券3枚 +  Bタクシー券1枚 (1,800円分)

※複数人で乗り合わせた場合、それぞれが使用するタクシー券の枚数は自由（それぞれ最大4枚までの制限あり）ですが、お釣りが出る使い方はできません。

【例3】 タクシー券を所持している方（Aさん）と所持していない方（Bさん）で乗車した場合

Aさんのタクシー券を使用することができます。お話し合いの上、乗車料金をお支払いください。
※1回の乗車につき最大4枚までタクシー券を利用できますが、お釣りが出る使い方はできません。